鳥取県告示第209号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成25年3月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

次の表の改止削の欄に掲げる規定を同表の改止後の欄に 改 正 後			改正前		
1 略		1	1 略		
2 規則第3条第2項の利子補給率		2	2 規則第3条第2項の利子補給率		
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	
略	<u> </u>		略		
規則別表第1号、第5号又は第	年0.225パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.225パー	
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント	
7年を超え <u>9年</u> 以内であるもの			7年を超え <u>8年</u> 以内であるもの		
に限る。)のうち市町村が年			に限る。) のうち市町村が年		
0.225パーセントの割合で利子補			0.225パーセントの割合で利子補		
給金を交付するもの			給金を交付するもの		
規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー	
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント	
<u>9年</u> を超え <u>10年</u> 以内であるもの			<u>8年</u> を超え <u>9年</u> 以内であるもの		
に限る。)のうち市町村が年			に限る。)のうち市町村が年		
0.275パーセントの割合で利子補			0.275パーセントの割合で利子補		
給金を交付するもの			給金を交付するもの		
規則別表第1号、第5号又は第	年0.325パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.325パー	
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント	
<u>10年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるもの			<u>9年</u> を超え <u>11年</u> 以内であるもの		
に限る。)のうち市町村が年			に限る。)のうち市町村が年		
0.325パーセントの割合で利子補			0.325パーセントの割合で利子補		
給金を交付するもの			給金を交付するもの		
規則別表第1号、第5号又は第	年0.375パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.375パー	
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント	
<u>12年</u> を超え <u>13年</u> 以内であるもの			<u>11年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるもの		
に限る。) のうち市町村が年			に限る。) のうち市町村が年		
0.375パーセントの割合で利子補			0.375パーセントの割合で利子補		
給金を交付するもの			給金を交付するもの		
規則別表第1号、第5号又は第	年0.425パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.425パー	
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント	
<u>13年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるもの			<u>12年</u> を超え <u>13年</u> 以内であるもの		
に限る。)のうち市町村が年			に限る。)のうち市町村が年		

0.425パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの		0.425パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの	
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.55パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.55パーセ</u> <u>ント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.6ペーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.6パーセ ント